

熊本県経営革新等支援資金実施要領

(目的)

第1 全国統一制度により、法律等に基づいた計画策定を実施し、それに基づいて事業を行うなど、公的制度を利用して事業展開を図る際の必要な資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この実施要領における用語の定義は、下表のとおりとする。

用語	定義
経営革新計画	中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第4条又は中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき知事の承認を受けた経営革新計画
経営力向上計画	中小企業等経営強化法第13条の規定に基づき主務大臣の認定を受けた経営力向上計画
産業成長ビジョン	熊本県産業成長ビジョン(2020年12月策定)
先端設備等導入計画の認定を受けた者	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第40条第1項の規定に基づき特定市町村の認定を受けた者
地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた者
農商工等連携事業計画の認定を受けた者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
フードバレー構想	くまもと県南フードバレー構想(2013年3月策定)
県南地域	八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域の3地域からなる広域的な地域のこと。
地球温暖化の防止に関する条例	熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)
ブライト企業	熊本県ブライト企業認定事務実施要綱に基づき県が認定した企業
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者	熊本県男女共同参画推進事業者表彰要領に基づき県が表彰した者
自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業庁が公表する中小企業BCP策定運用指針に則り策定したBCP(事業継続計画)に基づき防災に資する施設等の整備を行う者
熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者	熊本県SDGs登録制度実施要綱に基づき県が登録した者

(融資対象者)

第3 融資対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

<p>【ゼロカーボン関連】</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等(主たる目的が売電である設備は除く)を導入又は更新しようとする者(別表1)</p> <p>イ 中小企業庁の「事業再構築補助金(成長分野進出枠(GX進出類型))」の交付決定を受けた者</p> <p>【産業振興関連】</p> <p>(2) 経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>(3) 経営力向上計画の承認を受けた者</p>
--

- (4) 産業成長ビジョンに係る支援事業（別表2）の採択を受けた者
- (5) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者
- (6) 公益財団法人くまもと産業支援財団（旧県起業化支援センター）から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者
- (7) 先端設備等導入計画の認定を受けた者
- (8) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者
- (9) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者
- (10) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者
- (11) フードバレー構想に沿った事業を行う者で、次のいずれかに該当する者
- ア 県南地域において①～③の事業を実施する者。
- イ 県南地域の事業者と共同して②～③の事業を実施する者
- ウ 県南地域の農林水産物を活用して②～③の事業を実施する者。
- ① 農林水産物を活用した製品の生産・加工施設の整備
- ② 農林水産物を活用した商品開発
- ③ 農林水産物を活用した加工品の販路開拓
- (12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者
- (13) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者
- 【環境対策関連】**
- (14) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく次の計画を実施する者
- ア 事業活動温暖化対策計画
- イ エコ通勤環境配慮計画
- ウ 建築物環境配慮計画（建築物の環境性能評価の格付けがB+以上の者）
- 【職場環境関連】**
- (15) 熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者
- (16) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者
- 【災害対策関連】**
- (17) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者
- 【その他】**
- (18) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者

（資金使途）

第4 資金使途は、第3(1)に該当する者は、設備資金とする。第3(2)～(18)に該当する者は、該当する事業を推進するため必要となる設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第5 融資限度額は、下表のとおりとする。

融資対象(1)					
8,000万円					
融資対象(2)～(18)					
1企業	設備資金	5,000万円	1組合	設備資金	1億円
	運転資金	2,500万円		運転資金	5,000万円

（融資期間）

第6 融資期間は、下表のとおりとする。

融資対象(1)	設備資金	10年以内（据置期間1年以内）
融資対象 (4)～(9)、 (11)～(18)	設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
	運転資金	

融資対象 (2) (3) (10)	設備資金	1年以上7年以内（据置期間1年以内）
	運転資金	1年以上5年以内（据置期間1年以内）

（貸付方法）

第7 貸付方法は、第3(1)に該当する者は、証書貸付又は手形貸付とする。第3(2)～(18)に該当する者は、証書貸付とする。

（返済方法）

第8 返済方法は、第3(1)に該当する者は、原則として均等分割返済とする。なお、手形貸付は一括返済も可能とする。第3(2)～(18)に該当する者は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第9 融資利率は固定とし、年2.10%以内とする。

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.20%金利を優遇する。

（保証料率）

第10 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

融資対象者(1)									
区分	②	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00			
事業者負担率	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.40	0.25

融資対象者(1)「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合									
区分	②	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
事業者負担率	0.20								

融資対象者(4)～(7)、(9)、(11)～(18)									
区分	②	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	0.20								
事業者負担率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

	融資対象者(2)(3)(10)	融資対象者(8)
事業者負担率	0.77	0.72

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合（融資対象者(1)(2)(3)(8)(10)を除く）

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第11 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第12 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（申込先）

第13 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第14 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、下表のとおりとする。

【ゼロカーボン関連】

<p>■省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等を導入又は更新しようとする場合</p>	<p>□設備導入計画書【様式1】</p>
<p>■中小企業庁の「事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型））」の交付決定を受けた者</p>	<p>□設備導入計画書【様式1】 □事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型））の交付決定通知書（写）、採択された事業計画書（写）</p>

【産業振興関連】

<p>■経営革新計画の承認を受けた場合</p>	<p>□経営革新計画に係る申請書（写） □中小企業経営革新計画に係る承認通知書（写）</p>
<p>■経営力向上計画の認定を受けた場合</p>	<p>□経営力向上計画に係る認定申請書（写） □経営力向上計画に係る認定通知書（写）</p>
<p>■産業成長ビジョンに係る所定の支援事業の採択を受けた場合</p>	<p>□所定の支援事業の採択、交付等決定通知書（写） □事業計画書等（写）</p>
<p>■県産業技術センターとの共同研究要件の場合</p>	<p>□熊本県産業技術センターとの共同研究実施証明書【様式2】</p>
<p>■公益財団法人くまもと産業支援財団（旧県起業化支援センター）から株式又は新株予約権付社債引受による資金提供を受けた場合</p>	<p>□公益財団法人くまもと産業支援財団（旧県起業化支援センター）との株式引受契約書（写）</p>
<p>■先端設備等導入計画の認定を受けた場合</p>	<p>□先端設備等導入計画の認定申請書（写） □先端設備等導入計画の認定通知書（写）</p>
<p>■地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合</p>	<p>□地域経済牽引事業計画の承認申請書（写） □地域経済牽引事業計画の承認通知書（写）</p>
<p>■観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた場合</p>	<p>□観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付申請書（写） □観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定通知書（写）</p>
<p>■農商工等連携事業計画の認定を受けた場合</p>	<p>□農商工等連携事業計画に係る認定通知書（写） □農商工等連携事業計画に係る認定申請書（写）</p>
<p>■フードバレー構想に沿った事業を実施する場合</p>	<p>熊本県が証明する書類</p>
<p>■海外でビジネス展開を図ろうとする場合</p>	<p>海外でビジネス展開を図ろうとする事業の事業計画書</p>
<p>■建設事業者の合併等に対する特例措置を受けている場合</p>	<p>□特例措置認定通知書（写）</p>

【環境対策関連】

<p>■地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する場合</p>	<p>□各計画書（写）</p>
-------------------------------------	-----------------

【職場環境関連】

<p>■ブライト企業の認定を受けている場合</p>	<p>□認定証（写）</p>
<p>■熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した場合</p>	<p>□県が発行する証明書</p>

【災害対策関連】

<input checked="" type="checkbox"/> 自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う場合	<input type="checkbox"/> BCP（事業継続計画）（写）又は事業継続力強化計画認定書
--	---

【その他】

<input checked="" type="checkbox"/> 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた場合	<input type="checkbox"/> 登録証（写）
--	---------------------------------

第14-2 第3(1)に該当する者については、融資実行後、設備導入が完了した場合は、設備導入報告書（様式3）を提出するものとする。

別表1
（新設用）

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 （電気又は化石燃料を使用する設備に限る）	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備など
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	5 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	業務用乾燥機など
	6 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	7 発電設備（再生可能エネルギー設備以外のもの）	非常用発電設備（非常時に使用する燃料は、化石燃料でも可とする）
	※1～7に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

（更新用）

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 （更新前よりCO2排出量が10%以上減少する設備に限る）	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率ボイラーなど
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、高効率給湯器、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 照明設備	H型蛍光灯、LEDなど
	5 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	6 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	省エネ型冷凍冷蔵設備、業務用乾燥機など
	7 昇降機設備	インバータ制御システム、エスカレーターへの人感システム導入など
	8 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	9 発電設備（再生可能エネルギー設備以外のもの） <small>（常用から非常用への更新を含む）</small>	発電設備、コージェネレーション設備、燃料電池設備など
	※1～9に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

別表2 産業成長ビジョンに係る支援事業

	事業名等	所管課	対象期間
①	インキュベーション施設運営管理事業（くまもと大学連携インキュベータ）	産業支援課	施設に入居している期間
②	リーディング企業創出事業	産業支援課	認定を受けている期間

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

設備導入計画書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県経営革新等支援資金（くまもとゼロカーボン関連）において、下記のとおり設備導入に係る計画書を提出します。

No	新規 更新	設備の種類	設備、機器、工事等の内容 (製品名、型番、数量など)	節電・省エネルギー の効果想定

※節電・省エネ効果の根拠が分かる書類（仕様書、カタログ等）を添付してください。

※設備更新で、化石燃料使用機器を導入する場合、電気等の非化石燃料を使用する設備との比較ができる資料（更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料）も添付してください。

熊本県産業技術センターとの共同研究実施証明書

熊本県産業技術センター所長 様

熊本県経営革新等支援資金の融資を受けたいので、下記事項の証明を申請します。

記

		提出日	年 月 日
商号 又は 名称(氏名)		住所	〒 -
(ふりがな)			
代表者名		電話番号	- -
		FAX番号	- -
共同研究 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	共同研究 の内容	
設定登録	<input type="checkbox"/> 特許法 <input type="checkbox"/> 実用新案法 <input type="checkbox"/> 意匠法	年 月 日 (登録・出願)	設定登録 の内容
その他 特記事項			

証明欄	上記内容のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 熊本県産業技術センター所長 印
-----	---

年 月 日

設備導入報告書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県経営革新等支援資金（くまもとゼロカーボン関連）において、下記のとおり設備を導入しましたので報告します。

導入設備

No	製品名	設置場所	設置完了日

※製品それぞれの領収書、設置完了報告書等を添付してください。

※設置状況が分かる写真、地図等を添付してください。